

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（介護補償）</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受け権利を有する従事者が、当該傷病補償年金又は傷害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、区は、介護補償として、当該従事者に対して、当該介護を受けている期間、規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>〔略〕</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第9条の2 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。